經濟論叢

第九十五巻　第五號

マーケティング論成立の沿革……橋　本　　勲　1

イギリス式貸借対照表の初期の経験……高　寺　貞　男　23

形成期における標準原価計算論の
　管理的性格の意義……野　村　秀　和　45

恒常在高法の批判的考察 (2)……中　居　文　治　63

昭和四十年五月

京都大學經濟學會

恒常在高法の批判的考察（2）

中　居　文　治

目　次

まえがき
I　固定資産的性格の主張——恒常在高法の論拠（1）
II　中和化の論理と同一価格水準対応——恒常在高法の論拠（2）（以上前号）
III　価格騰貴利益排除の手段——恒常在高法の意図　（以下本号）
IV　価格騰貴利益排除の是非——恒常在高法の意図の吟味
むすびにかえて

III　価格騰貴利益排除の手段——恒常在高法の意図

元来，恒常在高法の目的は損益計算の正確化を期することにある[1]とされている。またここにいう損益計算の正確化とは「仮空利益」を排除する[2]ことを意味している。この「仮空利益」とはいわゆる価格騰貴利益で，貨幣価値下落によるものをも含むものである。それは，一様に単に「仮空利益」として取扱われているのが通例であるが，恒常在高が理論上問題とされる場合は，まず貨幣価値安定下での価格騰貴利益の排除を意味している[3]。シュマーレンバッハは，„*Dynamische Bilanz*“ において，恒常在高法を「G，物財価値変動の利益計算に対する影響」の章で論じ，「H，貨幣価値変動の利益計算に対する影響」の章では，それになんら触れていないのである。

価格騰貴利益の排除——これは価格変動の影響を損益計算から除去することであり，恒常在高法ではこれが中和化の論理によっておこなわれる。この恒常在高法における固定資産的性格の主張および中和化の論理が，理論的には成立しがたいものであることはすでにのべたが，それが矛盾多く不備なものとならざるをえないのは，伝統的計算と本来矛盾する価格騰貴利益の排除という目的の遂行を，伝統的計算の枠内でおこなおうとすることによるものとみることができるであろう。価格騰貴利益の排除という目的こそ

1) Schmalenbach, *Grundlagen dynamischer Bilanzlehre*, 1. Aufl., S. 90; *Dynamische Bilanz*, 11. Aufl., S. 186; Findeisen, *a. a. O.*, S. 73; Bertrams, *a. a. O.*, SS. 446-7, H. Münstermann, Eiserner Bestand, *Handwörterbuch der Betriebswirtschaft*, 3. Aufl., 1956, S. 1599; E. Heinen, *Handelsbilanzen*, 1960, S. 155.

2) Schmalenbach, *a. a. O.*, 11. Aufl., S. 186.

3) Derselbe, *a. a. O.*, 7. Aufl., S. 170 ff.; K. Hax, *Die Substanzerhaltung der Betriebe*, 1957, S. 56.

恒常在高法の重点であって，その論理は単に目的達成の手段にすぎないとみることによってのみ，恒常在高法の計算構造の矛盾・欠陥も本来避けがたいものとして理解することができるのである。この場合には，論理そのものの当否は第二義的なものとされているとしかみられない。既述のごとく，論者たち自身恒常在高が固定資産でなく棚卸資産であることを承知の上でこれを固定資産と擬制して論理を展開していることなど，この間の事情を端的にうかがわせるものといえよう。

現に多くの論者においては，恒常在高法は，恒常在高自体に固定資産的性格を与えるというその論理よりも，実体資本維持（以下，実体維持という）に役立つものとしてもっぱら理解されている。実体維持の主張は，価格騰貴利益の排除を要求し，そのための方策を求めるものと考えられるから，恒常在高法が実体維持に役立つとの理解は，それがそのまま価格騰貴利益排除手段たることを示すものと理解できよう。たとえば，動態論に反対するシュミットは，恒常在高についての固定資産的性格づけとの関連などは別に問うことなく，恒常在高法を彼の主張する実体維持計算と同じく実体維持の思考にたつものと理解し[4]，またこの点で動態論にいう動的利潤概念と彼の利潤概念のあいだには大きな差異はないとしている[5]。さらに恒常在高法が伝統的な貨幣計算の枠内にあると主張する論者においても，それは実体維持を意図しているものであるとみている場合がある[6]。

なお初期の論者[7]は，恒常在高法を正面きっては実体維持目的をもつものとはしていないが，最近になると，それが実体維持の手段であると明言されるにいたっている[8]。すなわち後者の場合には，恒常在高が固定資産的性格をもつゆえに恒常在高法がおこなわれ，それによって棚卸資産の価格騰貴利益が排除されるというような「論理的」思考はなされないで——論者によっては「固定資産評価をひきあいにだすことは，その評価原則が費用の原価評価であり，したがって実体計算要求に矛盾する作用を有するゆえに誤解をまねく」[9]とさえいう——，それはたんに実体維持手段と考えられているのである。

---

4) F. Schmidt, *Die organische Tageswertbilanz*, 3. Aufl., 1929, S. 291. なお *Die organische Bilanz im Rahmen der Wirtschaft*, 2. Aufl., 1922 ではまだこのような叙述はない。なお，ホルンも同様の見解をとる。H. Horn, *Tendenzen zur Aussonderung von Vermögenswertänderungen in Betriebswirtschaftslehre, Wirtschaftspraxis und Steuerrecht*, 1931, S. 181.

5) F. Schmidt, „Hax, Der Gewinnbegriff in der Betriebswirtschaftslehre, Buchsprechung", *ZfB*, Jg. 4, 1927, S. 317.

6) E. Walb, *Die Erfolgsrechnung privater und öffentlicher Betriebe*, 1926, SS. 378–9.

7) たとえば1920年前後の Schmalenbach, Mahlberg, Bertrams。なおこの実体維持主張の点についてのみ Findeisen を除く。

8) Hax, *a. a. O.*, S. 120; Barth, *a. a. O.*, S. 1; Eckardt, *a. a. O.*, S. 72.

9) Hax, *a. a. O.*, S. 110

（固定資産的性格づけの論理は，恒常在高法の沿革としてシュマーレンバッハのそれを述べるにさいして触れられるにすぎない。）さらにより具体的にいえば，この場合には初期の論者とちがい，価格騰貴利益排除の方法として伝統的計算の枠内とされるいくつかの棚卸資産評価の方法がとりあげられ，それらを比較検討してどれが最も実体維持にかなうかが吟味されているのであって，恒常在高法もその一方法として考察されるにすぎず，固定資産的性格づけによる論理などはまったく問題とされていない。論者たちにとっては，方法が論理的に正しいかどうかというよりは，その効果いかんが問題なのである。（同様のことが，さらに超過在高概念に対する最近の論者の考え方にうかがえるが，これについては後述する。）

以上のようにみるとき，恒常在高法が価格騰貴利益排除のための「理論」たる性格をもつものであることはあきらかであろう。もっとも厳密にいえば，そこには理論というべきものはむしろ存在しないとさえいわねばならぬだろうが。

しかし私はここで，価格騰貴利益排除の手段としての恒常在高法考案の過程を推測しあとづけてみたい。まず棚卸資産の価格騰貴利益を排除するという目的だけなら，棚卸資産期末在高の評価減による秘密積立金設定で十分達せられる。ことにドイツ商法が原価または時価いずれか低い方を最高限とする棚卸資産評価原則をとっている[10]ことより，資産の過小評価は商法上合法的であったし，またドイツの会計実務においても任意の評価減という会計処理は一般におこなわれていた[11]。しかし，このような仕方による秘密積立金の設定は，会計理論として正当に理論づけうるものではないし，また税法でも承認されなかった。さらに，この評価減の方法では，棚卸資産の場合は固定資産とちがって，設定した秘密積立金が翌期にはただちに解消されてしまうので，毎期価格騰貴利益を排除するには，各期末に評価減をたえずおこなわねばならないという技術的欠陥をともなう。

このような事情に対処するために，価格騰貴利益排除という目的達成の理論として考えられたのが，同一価格水準における収益費用の対応という方法とみることができる。（ただし，同一価格水準対応の思考は，初期の恒常在高論者の場合，マールベルクを除いてはあまりはっきりした形ではあらわれていない。）これは，価格騰貴利益を評価益として計上することなく，これを含むものをすべて費用として収益に対応させる会計処理方法であり，その典型はいわゆる実体計算・費用時価計算（シュミット・ゲルトマッハーによるもの）にみられる。しかし，費用時価計算は伝統的計算たる名目貨幣的計

10) § 261 (1) Aktienrechtsnovelle vom 18. 7. 1884.

11) R. Passow, *Die Bilanzen der privaten Unternehmungen*, 1910, S. 181; Derselbe, *Die Bilanzen der privaten und öffentlichen Unternehmungen*, 3. Aufl., Bd. I, 1921, S. 198; Findeisen, *a. a. O.*, S. 52.

算とは異なった計算体系をなすので一般的承認を早急に得ることは望みがたいことであり，また動態論者は伝統的計算の枠をまもっているので容易にそれを主張しえない。また税法も伝統的計算の枠内にあるからそれを承認しがたい。そこで動態論者が費用時価によらないで，同一価格水準対応を伝統的計算の枠内でおこなおうとする方法が，中和化の方法，すなわち彼等の場合には恒常在高法として登場させられたものとみられる。それは費用時価によることなく，実際原価の範囲をでるものでないということからして，伝統的計算の枠内での会計処理であるとされながら，時価評価によると同様の効果がえられる点で，実に巧妙な方法といえよう。したがってこの点についてみる限り，動態論者はシュミットを批判しながら，棚卸資産については彼が主張するのと実際上ほぼ同様の効果をめざしているといえる[12]。

そして，中和化の論理・固定価額評価に理由づけをしようとしたのが，恒常在高についての固定資産的性格の主張であろう。恒常在高法は，恒常在高についての固定資産的性格の主張，中和化による同一価格水準対応，したがって価格騰貴利益の排除と続く構成をとると考えられるが（通常，論者たちはこのような構成をはっきり示さず，もっぱら計算技術論に終始している），恒常在高法案出の思考の順序は，丁度この逆とみることができよう。

恒常在高法が最初に主張されたころには，価格騰貴利益排除という目的それ自体を承認する空気は一般になく，こうした目的そのものは背後にひっこめておいて，ただ，同様の効果を達成する方法を論理づけねばならなかったことが，中和化の思考を生みだし，またそれに同一価格水準対応という理由づけをするだけでは論拠不十分と考えられたところに，恒常在高についての固定資産的性格の主張――恒常在高法が正面にもちだされるに至った理由があると考えられる。

この間の事情は，恒常在高法の下で生ずる秘密積立金の解釈からもうかがうことができる。この秘密積立金は，恒常在高法による費用計上額と伝統的計算によるそれとの差として，あるいは恒常在高を設定したさいに附する固定価額を実際取得原価とした場合にも生ずるもので，恒常在高設定時の過小評価によるものでない。この秘密積立金の解釈が初期の論者と最近の論者とでは異なるのである。最近の論者たとえばハックス[13]は，恒常在高法によって秘密積立金が設定されることをはっきりと認めている。彼の場合には，貨幣資本的利益を基本的なものと認め，ただ実体維持という企業要請をみたすに必要な価格騰貴利益部分をもって，これは利益にはちがいないが不必要となるまでは処分

12) Vgl. Mahlberg, *a. a. O.*, S. 21.
13) Hax, *a. a. O.*, S. 122 usw.

しないで維持すべきものと考えて，この場合に生ずる秘密積立金を肯定する。またバルト[14]も，恒常在高法のもとに生ずる秘密積立金を秘密積立金であると明言はしていないが，これを実体維持のために処分不能な利益部分であるといって，利益であることは認めている。（彼等の場合には，恒常在高について固定資産的性格をもはや問題としないことも，この秘密積立金の存在を認めうる一因であろう。）これに対し初期の論者は，恒常在高計算で（設定時の過小評価を除き）秘密積立金が発生するとは，少なくとも表面上は考えていない。名目計算による利益でなく，恒常在高計算による利益こそが本当の利益であるとみているのである[15]。ただシュマーレンバッハが „*Dynamische Bilanz*" の初版では，「秘密積立金がたえずくりかえしてはきだされて利益計算が阻害される場合よりも，固定価額において秘密積立金を設定することによって，より正当に〔価格〕変動に対処しうる」[16]とのべて，恒常在高計算における秘密積立金設定の事実をもらしている点は注意すべきであるが，その3版以降では，もはやこのような点には触れていない。このような事実は，初期の論者の時代には，恒常在高法が秘密積立金の設定・価格騰貴利益排除という構想では一般に承認をうけることが困難であったことによるものと思われる。さらに彼らは，この方法を理由づけるために恒常在高についての固定資産的性格を正面にだしたために，費用計算で秘密積立金が設定されることをうんぬんすることは避けざるをえなかったとみることができよう。

恒常在高の概念は，民法では，賃貸借物件を契約終了時に現状復帰の状態で返還する契約条件のさいにそれを恒常物件と古くからよんでいる点に存在し[17]，また在庫管理上は，正常な経営遂行の攪乱を避けるために必要な最少在庫量という意味で早くから存在していた[18]。あるいは，プロイセン上級行政裁判所によって，価格の変動しない平時に在庫計算を簡略化するために恒常在高概念の適用がみとめられた[19]。しかし，これらのいずれの場合においても，会計上の損益計算——ことに価格騰貴利益排除手段としてのもの——における意義は与えられていない。ドイツでは，会計学上恒常在高の概念はシュマーレンバッハ[20]に端を発すると一般に考えられているが（19世紀末よりイギリス[21]

14) Barth, *a. a. O.*, S. 3.
15) Bertrams, *a. a. O.*, S. 466; Findeisen, *a. a. O.*, S. 45; Mahlberg, *a. a. O.*, S. 22.
16) Schmalenbach, *a. a. O.*, 1. Aufl., S. 90.
17) Münstermann, *a. a. O.*, S. 1598.
18) K. Prinzhorn, *Finanzielle Führung kaufmännischer Geschäfte*, 1903, S. 26.
19) M. Lion, *Das Bilanzsteuerrecht*, 2. Aufl., 1923, S. 159.
20) Schmalenbach, *a. a. O.*, 1. Aufl., 1919.
21) 渡辺進「棚卸資産会計」昭和33年，165-7頁。"Base Stock Inventories and Federal Income Taxation: Legislation", *Harvard Law Review*, June 1938, pp. 1432, 1436-7.

で20世紀初頭よりアメリカ[21]でまた第一次大戦前よりフランス[22]でおこなわれた恒常在高法の実務ないしその課税所得計算への導入をめぐっての企業と税務当局との抗争に彼がヒントをえたかどうかは確認できない。少なくとも1919年以前の *ZfhF, Zeitschrift für Handelswissenschaft und Handelspraxis* にはその紹介は見出せない)，会計学以外の分野ではすでに存在した前述のような恒常在高概念を，彼が価格騰貴利益排除のために便宜的に，動態論の下でさらに会計学の領域に導入したとみられないだろうか。(なおマールベルクは，スエーデンでは，商品在庫の固定価額評価は古くから原則（公準）とされており，1800年頃には当時の恐慌に対処するためそれがおこなわれたことを紹介して，これを恒常在高法の思考の先駆とみているが[23]，この点については資料不足のため詳細を知りえない。)

以上のようにして，恒常在高法はそれ自体論理的にみちびかれるものでなく，価格騰貴利益排除のための手段たる性格をもつものであることをあきらかにした。

次に，「手段」を理論づけるために恒常在高法を案出するさいに必要とされたと考えられる投機在高の概念——これはまた価格騰貴利益排除手段としては，計算構造に内在する欠陥(限界)を示すものであるが——に簡単に触れておきたい。

恒常在高法の後に登場する後入先出法は，同様に(現在では)伝統的計算の枠内とされうる価格騰貴利益排除手段であるが，この場合には，案出の思考過程が，同一価格水準対応——中和化の論理の段階でとどまって，恒常在高法とはちがって棚卸資産に固定資産的性格を与えるというようなことまでは問題とされていない。したがって後入先出法では，棚卸資産の在高二分割などはする必要なく，恒常在高法とちがって棚卸資産の在高全体から価格騰貴利益を排除できる。(ただし，資産の種類・質の同一性が欠如する場合には，恒常在高法と同様に，既設定秘密積立金の取崩しとなる。) しかし，恒常在高法が提案された当時（1920年前後）のドイツでは，(現在も税法ではそうであるが) 後入先出というような現実の物の流れに反する価値の流れの想定は，とうてい一般に承認されるところとはなりえず，また価格騰貴利益排除の目的をそのまま表面化することは理論上も実際上も困難であったところに，たとえば恒常在高と超過在高（投機在高）というように，棚卸資産を経営に対する拘束性によって二分割するという思考——恒常在高法が提起されざるをえなかったと考えられる。またこの点に関しては，ドイツの場

22) E. Aufermann, „Die Scheingewinne in französischen Steuerbilanzen". *ZfB*, Jg. 5, 1928, S. 594; P. Bayart, *Les Effets de l'Inflation sur le Bilan au Point de vue Fiscal*, 2e éd., 1926, pp. 284-8.

23) W. Mahlberg, *Bilanztechnik und Bewertung bei schwankender Währung*, 3. Aufl., 1923, S. 177. なお 2. Aufl., 1922 ではまだこの叙述はみられない。

合，個別評価法が一般原則であり（とくに税法ではこのことが強調された[24]），その代替としての総合評価法においても平均法または先入先出法のみが想定されていたような情勢の下では（なお当時の会計理論は個別評価法および総合評価法をとくにとりあげて論じることをしていない），棚卸資産の「拘束」部分に固定資産的性格を与えてこれを隔離するにとどまり，「非拘束」部分には伝統的計算をそのまま適用せざるをえなかったのであろう。

シュマーレンバッハは，非拘束部分すなわち恒常在高を超える棚卸資産数量・超過在高を，企業が投機目的で有する（売価がより有利になるのを待つさいに存在し，経営継続には決して必要でない）投機在高であるといい，これは投機損益をあきらかにするために理論上は時価で評価されるべきであるという[25]。このことは恒常在高の概念からすれば当然のことといってよい。初期の論者[26]は，彼の思考をそのままうけついで，投機在高の概念をみとめている。価格騰貴利益排除の手段を考えるにあたり，中和化による同一価格水準対応の論理だけでは，十分理論づけできない情勢にあったために，さらに恒常在高に固定資産的性格を与えて恒常在高法なるものの主張をなすにいたったのがシュマーレンバッハをはじめとする初期の論者だったのである。彼らの場合には，棚卸資産の全在高から価格騰貴利益を排除することは，計算構造上はじめから断念せねばならなかった。投機在高（超過在高）については時価評価するという，価格騰貴利益排除の目的に反する処理が，みずからおこなった棚卸資産の二分割と恒常在高についての固定資産的性格づけより生じざるをえないという矛盾を，もともと恒常在高法はもっているのである。そしてこのことはまた，恒常在高法の計算構造のもつ重大な欠陥といわねばならない。（もっとも，シュマーレンバッハは，秘密積立金の設定・投機在高そのものの過小評価を提唱して，この「欠陥」をおぎなっている[27]が，これはもはや論理の外におけることになるであろう。）しかし，投機在高概念の放棄は，固定資産的性格づけを根拠とする恒常在高法の論理をくずすことになるので，初期の論者にとってはいかにしても問題になりえない。彼らの場合には，せいぜい正規の簿記の原則および法律をたてにして投機在高の原価評価を主張するにとどまる。

これに対し，最近の論者[28]の場合には，価格騰貴利益排除の方法をいくつかあげ，そ

24) H. Brönner, *Die Bilanz nach Handels- und Steuerrecht*, 5. Aufl., 1956, S. 577, 581; Barth, *a. a. O.*, SS. 14, 19-36.
25) Schmalenbach, *a. a. O.*, 1. Aufl., SS. 87-8; Derselbe, *a. a. O.*, 7. Aufl., SS. 199-201, 210.
26) Findeisen, *a. a. O.*, S. 51; Bertrams, *a. a. O.*, SS. 457-8; Mahlberg, *Tageswert*, SS. 12 ff, 18 ff.
27) Schmalenbach, *a. a. O.*, 7. Aufl., S. 200.
28) Barth, *a. a. O.*, S. 65; Hax, *a. a. O.*, S. 95.

のうちの一つとして恒常在高法をとりあげて，価格騰貴利益排除の効果の大小を問題にするのであって，その理論的根拠のごときはもはや問おうともしない。したがって投機在高という概念も消滅させられてしまう。彼らは投機在高という概念をとらず，これをたんに超過在高としてとらえ，それに対しては，時価主義は正規の簿記の原則と法律に反するからとして，原価評価を当然のこととしている。彼らにとっては，恒常在高法を考察するさい，資産の時価評価は論理上あらわれてこないのである。彼らには，恒常在高を投機在高から分離するという，恒常在高法思考の基礎が忘れられているといえよう。しかしこのことは，恒常在高法が本来，恒常在高と投機在高の分離を主眼とするものでなく，伝統的計算の枠内でもとめられた価格騰貴利益を排除する手段であることを思えば，十分に理解されるところである。彼らの場合には，本来なら，棚卸資産を恒常在高と超過在高に二分割する理由もなくなるのであるが，そうすると恒常在高法それ自身を否定してしまうことになるので，いちおう超過在高を恒常在高を超える部分としてとらえておくにすぎないとみてよいだろう。

Ⅳ 価格騰貴利益排除の是非——恒常在高法の意図の吟味

以上で恒常在高法における固定資産的性格の主張，中和化の論理を批判的に考察し，恒常在高法が価格騰貴利益排除手段の理論づけであることをあとづけたが，さらに価格騰貴利益排除自体の是非を吟味しなければならない。これは，名目資本・購買力資本・実体資本にわたる資本維持学説に関連するもので，しかもこれらの学説に立入ってみることを要するものであるが，この小論では，とうてい詳しく取扱いがたいので，要点をごく簡単にみるにとどめておく。

まず端的にいえば，初期の恒常在高論者は，恒常在高法における価格騰貴利益排除の理論的根拠を何ら示してはいない。価格騰貴利益は仮空利益だから損益計算の正確化のためには排除しなければならないといってはいるものの，なぜそれが仮空の利益であるかについては何ら触れるところがない。この場合論拠とされている点をしいてあげれば，恒常在高は固定資産的性格をもつものであるとするところから固定価額評価によるべきであるというのが一般であるが，この点は価格騰貴利益排除の論拠を直接示すものでなく，またすでに批判したように，価格騰貴利益排除のための手段としてもちだされているにすぎず，その理論的根拠としてはとりえない。

恒常在高法における価格騰貴利益排除の理論的根拠としては，まず態動論における比較性の原則の適用が考えられよう。シュマーレンバッハ自身は，恒常在高法を比較性の原則の適用とは明言していないが，彼がこのように考えていたと思われる[29]ことは，彼

29) たとえばリーブルは，シュマーレンバッハの恒常在高理論の場合，正確な比較可能利益が問題

の動態論の体系からして推測しうる。（なお初期の恒常在高論者は同時に動態論者であるとみてよい。）しかし，上にいう論拠に関しては，論者によっては，はっきりと比較性の原則との関連において問題としている[30]。ただこのことは具体的には展開されていないが，その主旨は次のように理解してよいだろう。動態論では，期間的な比較可能利益の算定ということが損益計算の正確化にほかならず，またこの比較可能利益というのはいわゆる経営利益のみで，企業の外部からの影響による利益，今の場合でいえば価格騰貴利益はそれから除く必要がある。いいかえれば，企業の収益力測定のためには，このような外部利益は排除されるべきである，というのである。しかし，このようにして価格騰貴利益を排除することは妥当であろうか。本来からいえば，貨幣価値安定下での価格騰貴利益は，生産性変動，需給関係，あるいは取引に関する経営手腕などから生ずる真の利益である。企業が価格騰貴前にすでにある資産を有していたことは，価格騰貴後に同じ資産を購入した企業にくらべて，実際にそれだけ多くの利益（評価益）を得たことを意味するといってよい。（この評価益を計上しないで，実現主義によろうと，それが利益となる点では別に変わりない。）できるだけ安く買い，値上りをまってできるだけ高く売ろうとすることは企業の当然の行動であって（投機的要因のない企業はありえない），企業の経営成績を正確に知るための損益算定には，このような価格騰貴利益をも当然考慮しなければならない。経営管理上，価格騰貴利益を「経営利益」と混同してはならないというのであれば，これを別に区別して取扱えばよいのであって，何も排除までしなければならないことはないはずである。（なおシュマーレンバッハが成果分割を要求するのはもっぱら内部経営管理のためとみてよく，損益算定における価格騰貴利益の排除は，彼の場合は直接，成果分割論からはでてこない[31]。）このようにみれば，同一価格水準での収益費用対応の主張は，少なくとも貨幣価値安定下では，一つのドグマにすぎない。同一価格水準対応の主張は，一見，論理的にみえるけれども，この場合論者たちが資産価額への価格騰貴の影響を無視して，評価益を含む資産を，それが売却されるときすべて費用としてとらえて対応させる限り，価格騰貴利益は損益計算から排除されてしまうからである。同一価格水準対応は，経営内部計算としての成果分割の問題としてはともかく，公表会計としての損益計算へ適用することは妥当でない。損益計算の正確化という場合，同一価格水準と同一貨幣価値水準とは決して混同してはならない。

であったと解釈する。J. Liebl, *Kapitalerhaltung und Bilanzrechnung*, 1954, S. 64.

30) Bertrams, *a. a. O.*, S. 466; Heinen, *a. a. O.*, S. 155; W. Lehmann, *Die Dynamische Bilanz Schmalenbachs*, 1963, S. 48.

31) Schmalenbach, *a. a. O.*, 7. Aufl., S. 274 ff.

価格騰貴利益を排除するについて，さらに別の論拠とされているのは実体維持ということである。初期の恒常在高論者は，フィントアイゼン[32]を除いてこのことを論拠とはしていないが（他の論者も実体維持を考慮していたであろうということは推測されうるが[33]，少なくとも表面的にはみられない），最近の論者はほとんどこれを論拠としている[34]。論者たちは，この種の利益を利益として処分すれば実体維持が不能となるゆえ，これを利益から排除しなければならないというのである。しかし，価格騰貴利益を利益とした場合に，実体維持が実際に不能となるかどうかはさらに吟味を要するし，かりにこの場合，それが不能になるとすれば，上の価格騰貴利益を利益処分の段階で企業内に留保すればよいのであって，損益計算上これを利益から排除しなければならないということにはなんらならない。獲得された利益の計算とその処分とは次元の異なるものである。あるいはまた，価格騰貴利益に対する課税によって実体維持が不能になるとすれば，これは税法上考えられるべきことで税務政策上の問題となるにすぎず，利益計算上の理論的問題にはなんらなるものでない。さらに進んでみた場合，いったい実体維持が不能になってはならないだろうか。元来，企業にとっては，物財量そのものでなくそれの背後にあたる投下資本価値が基軸であって，維持ということをいうとしても，後者の維持こそが問題のはずである。実体維持自体は企業の究極目的ではなく，重要なのは貨幣形態での利益獲得である。実体維持が究極目的とされ，かつ伝統的計算では価格騰貴時に実体維持が不能になるというのなら，価格騰貴の間はまったく販売をおこなわなければいいのであり，そのときたしかに実体維持は確保されよう。しかしそのようなことは実際の経営上ありえないのであって，実体維持自体が目的ではなくて，その主張を通してえられる利益留保が目的と考えられるのである。

ところで，貨幣価値安定下では，価格の上昇は財価値の増加または需給関係にもとづくと考えられる。そしてこのさい，元の物財量を確保しようとすれば，時には計上利益全部を再投下してもまかなえず追加資本の投下を必要とするような事態の生ずることも考えられるが，このようなときには企業の有する価値は，一般に以前より増加するとみてよく，投下資本価値が基軸であることからして，追加資金を確保しうるように利益算定がおこなわれる必要はないし，またそうすることは不当である。さらに，企業が同一物財量の維持をおこなうかどうかは問題のあるところであり，実際には，販売したと同一物を再調達または再生産する必然性はなんら存しない。販売によって回収された資本を

32) Findeisen, *a. a. O.*, S. 48.
33) たとえばバルトは，シュマーレンバッハの場合に実体維持観点が存在すると解釈している。Barth, *a. a. O.*, S. 1.
34) Hax, *a. a. O.*, SS. 7, 12, 120; Barth, *a. a. O.*, S. 2.

何に投下するかは選択されうるのであり，投下資本のとる現物形態はさまざまに変わりうるのである。このような事実からしても，販売時に販売された財と同じものを再調達するに必要な金額を費用として収益から回収するように計算しなければならないとする主張は，少なくとも理論的には根拠のあるものとはいえない。なお，実体維持計算をおこなうとしても，企業の調達する財の内容が激変する場合には，実体維持の主張を貫徹しえず，投下資本価値を基軸とする考えに立返らざるをえないことは留意する必要がある。物量的・質的に元の生産財在高と同じ生産給付を保証する生産財の再取得を可能にしようとする給付等価的実体維持 (leistungsäquivalente Substanzerhaltung)[35] の主張にいたっては，経営政策以外の何ものでもないといわざるをえない。

以上のごとき場合のほか，実体維持計算の主張は，不況・価格下落を考慮してそれへの備えとしてなされていると思われる場合[36] もあり，したがって実体維持と価格騰貴利益排除との関係についてはさらに吟味を要するが，こうした点にまでわたることはこの小論ではなしがたいので，ここではいちおう以上のごとき点についてみるにとどめておきたい。

むすびにかえて

以上において，恒常在高法の論理と意義を批判的に考察した。恒常在高法では，価格騰貴利益を損益計算から排除するという目的を伝統的計算の枠内で達成するために，同一価格水準対応と中和化の論理がみちびきだされ，さらにそれを一般に承認されるような形で根拠づけようとしたのが，恒常在高に関する固定資産的性格の主張であると考えられる。

損益計算を重視し資産価額を軽視する動的原理より生ずる中和化の論理を理論的支柱として，それに成果分割観点および在庫管理観点という公表会計とは関係のないものを，理由づけのために動員して構築されているのが，恒常在高法である。これは，一定の目的達成のためには，論理的矛盾を意に介せず，種々の（本来の理論としては成立しがたい）「理論」を結集した会計「理論」の一典型といってよいであろう。

ところで価格騰貴利益の排除は，公表利益の縮小を意味し，また，この場合，価格騰貴利益をなんら示すことなく損益計算から排除することから，秘密積立金の設定がおこ

35) W. Hasenack, *Untersuchungen über Anlagenbilanzierung und Abschreibungskalkulation und ihre Verwendungsmöglichkeit als Mittel zur Verhinderung der Werksvergreisung*, Manuskript, 1938 (J. Liebl, *a. a. O.*, SS. 44-7).

36) K. Barth, *Die Entwichlung des deutschen Bilanzrechts*, Bd. II, 1955, S. 297; H. Vogel, „Die Rücklage für Preissteigerung nach § 74 EStDV 1955", *Deutsche Steuer-Zeitung*, Jg. 44, 1956, S. 17.

なわれている点に留意するとともに，最後に，恒常在高法では，中和化の論理による価格騰貴利益の排除と，恒常在高設定時の過小評価の主張によって，二重に秘密積立金が設定されるのであり，論者がそれを意図したかどうかは問わないにしても，恒常在高法がきわめて巧妙な秘密積立金設定の合理化「理論」となっていることを指摘しておきたい。（完）

(1964. 11. 11)